

地震被災地でのヴォランティア活動や難民援助への協力は、自明な人道的行動だ。しかしそれが、湾岸戦争への資金援助や平和維持軍への自衛隊派兵となると、その是非は政治や国際法の問題とも混練して紛糾する。なしくずしの既成事実を盾にとる責任回避の行動慣習と、「いつか来た道」への漠然たる不安とのあいだで、日本丸の道路に関する議論は原則論以前で空転するうちに、政治の駆け引きに飲み込まれる。この国の言論にあっては、支援の哲学を現代の倫理的課題とみなす議論など、行動忌避として蛇蝎視される。

援助活動というが、これは介入 intervention である。フランス語では外科手術のことも意味するが、これは他人の肉体への介入だ。国際法規のうえでは、他国の主権への介入となる。国境なき医師団の活動にも明らかだが、被災者へのアクセスは、被災地域の主権への侵犯をも辞さない。被災者への介護義務は、被災地への超法規的な介入の権利と裏表の関係にある以上、政治的な権力行使である。そこにはいかなる倫理的配慮が必要か。

まず最初の問い：被災者へアクセスする権利が阻止された場合、かかる阻止を阻止する権利はいかにして正当化されるのか。具体的には例えば人道の名のもとに軍事介入がなされるといふ矛盾に、いかなる立法上の正当性が認められるのか。またいかなる審級によって、まだ日本国民は無邪気にも信じているようだが、国連なら正義で無難とは参らない。国連なる審級による制裁措置が、えてして旧植民地側の主権国家から内政干渉と非難されるのも偶然ではない。安全保障

速報⑤  
**介入の倫理学**  
 人道的支援と内政干渉の対立をいかに克服するか

稲賀繁美  
 Hagi Shigeami  
 三重大学フランス文学部

理事会常任理事国が、干渉を正当化する判断を、おのが国益と切り離して下す保証などどこにもない。人道を脱く政治ほど危険で恣意的な世論操作はない。人道的介入において対象領域の国家主権が制限されるなら、それと釣り合った形で国際貢献も立法的な制限に従う必要が生じる所以だ。とすれば、はたして国家主権よりも上位に立つならかの審級の名において、政治的非介入の原則を侵犯することは、いったいいかなる原則において正当化されるのか。

第一に生存権は人類とともに生まれたのだから、国際法に「優先」する。第二に生存権の支援に不可欠なライフ・ラインの確保は、問題となる領域の主権と両立すべきこと。第三に、現に存在する不平等状況下で最低限生存権の平等確保を目指す介入行為にあって、関与された土地の主権のみならず、救援に介入するすべての関与者の主権も同様に制限されることが、普遍的な前提となること。これは立法以前に、支援の有効性に関わる自己制限行為でもある。国境を越えた救援の原則は、こうしてハーグ協定やジュネーブ協定の限度を越えた議論を要求することになる。

以上、2年も以前に『リベレーション』紙に掲載されたフランス哲学界の長老、ポール・リクルールの論説を乱暴に要約した。こうした議論を踏まえてこの国での国際貢献の方針や常任理事国入りの是非がきちんと論ぜられる日は、はたしていつになれば来るのだろうか。

Paul Ricœur, "L' intervention", *Libération*, 16-17déc. 1993.